

発環政第 75 号
平成 24 年 8 月 27 日

金沢市廃棄物総合対策審議会
会長 関 平和 様

金沢市長職務代理者
金沢市副市長 丸口 邦雄

東日本大震災により発生した災害廃棄物の受入れについて（諮問）

「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」第8条第2項の規定に基づき、貴審議会に下記のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議願います。

記

諮問 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理について、本市において、以下の方針により受入れを実施することについて

方針

1. 災害廃棄物の種類	岩手県宮古市の漁具・漁網
2. 処分の方法	埋立処分
3. 処分の場所	金沢市戸室新保埋立場
4. 受入れ基準	廃棄物の放射性セシウム濃度 100 ベクレル／kg 以下
5. 安全対策	周辺環境の常時監視など、万全の安全対策を講じる